

玉名市高校魅力化コンソーシアム規約

(設置)

第1条 地域の多様な関係者と高校が連携及び協働する体制を構築するため、玉名市高校魅力化コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を設置する。

2 前項の目的達成のため、高校の活性化や生徒募集力の強化、地域に根差した教育及び人材育成および探究学習等の充実を図る。

(事業)

第2条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域課題解決型学習の推進
- (2) 生徒募集活動の企画及び実施
- (3) 地域人材の活用に関する調整
- (4) 情報発信、広報活動
- (5) 高校の魅力向上に関する調査及び研究
- (6) その他目的達成に必要な事業

(組織体制)

第3条 コンソーシアムは次に掲げる団体及び個人をもって構成する。

- (1) たまな魅力運営委員会（以下、運営委員会という。）
- (2) たまな魅力創造チーム（以下、魅力創造チームという。）
- (3) コアチーム
- (4) 実行委員会
- (5) たまな魅力アップパートナー連盟（以下、パートナー連盟という。）

(たまな魅力運営委員会)

第4条 運営委員会は、別表第1に掲げる団体の代表者により構成する。

2 運営委員会に、委員長及び副委員長を置き、運営委員会委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 運営委員会委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

6 運営委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

7 運営委員会は、原則年2回開催する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

8 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を決定する。

- (1) コンソーシアムの運営に関する重要事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) その他重要事項

9 運営委員会の議事は、出席した運営委員会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 やむを得ず運営委員会に出席できない運営委員会委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。これにより表決権を行使した運営委員会委員は、前項の規定については出席したものとみなす。

11 委員長が必要と認めたときは、運営委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(たまな魅力創造チーム)

第5条 魅力創造チームは、別表第2に掲げる者をもって構成する。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

2 魅力創造チームに、会長及び副会長を置き、魅力創造チームのメンバーの互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、魅力創造チームを代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

5 魅力創造チームのメンバーの任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠メンバーの任期は前任者の残任期間とする。

6 魅力創造チームの会議は、会長が招集し、原則年2回開催する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

7 魅力創造チームは、コアチームが提案した事項を審議する。

8 魅力創造チームは、会議において審議した事項を運営委員会に報告し承認を得なければならない。

9 魅力創造チームは、事業実施を円滑に推進するため、必要に応じ、実行委員会を設けることができる。

10 実行委員会は事務局、学校関係者及びパートナー連盟のうちから会長が氏名した者で組織する。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

11 実行委員会は、魅力創造チームにおいて実施が決定した取り組みに対して、企画及び運営を行う。

(コアチーム)

第6条 コアチームは別表第3に掲げる者をもって構成する。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

2 コアチームの会議は、原則月1回実施する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

3 コアチームは、会議においてパートナー連盟への、法人、団体及び個人の加盟に関することを審議し、魅力創造チームへ報告しなければならない。

4 コアチームは、次の各号に掲げる事項を魅力創造チームへ提案する。

(1) 事業計画の企画・立案に関すること。

(2) その他コンソーシアムの事業実施にあたっての検討及び企画調整に関すること。

(たまな魅力アップパートナー連盟)

第7条 パートナー連盟は、高校魅力化に向けて実施する事業に参画する者をもって組織する。

2 パートナー連盟のメンバーは、以下の各号に掲げる条件を満たすものとする。

(1) コンソーシアムの目的及び活動内容に賛同する企業や法人等の団体又は個人であること。

(2) コンソーシアムが定める規約を遵守すること。

3 加盟を希望する者は、届出を事務局に提出するものとする。

4 パートナー連盟のメンバーの加盟に関しては、事務局が審議及び決定する。

5 パートナー連盟のメンバーは、次のいずれかに該当する場合、加盟資格を喪失するものとする。

(1) 自己の意思により脱退を申し出たとき。

(2) 法人または団体が解散または破産手続き等を開始したとき。

(3) コンソーシアムの定める規約に対し重大な違反があった場合。

(事務局)

第8条 コンソーシアムの事務局は玉名市役所地域振興課に置く。

(報酬)

第9条 運営委員会委員、魅力創造チームのメンバー、コアチームのメンバー、実行委員会委員及びパートナー連盟のメンバーは無報酬とする。

(秘密保持)

第10条 運営委員会委員、魅力創造チームのメンバー、コアチームのメンバー、実行委員会委員及びパートナー連盟のメンバーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会に諮って定める。

附則

この規約は、令和8年6月23日から施行する。

別表第1（第4条関係）

玉名市役所
玉名市教育委員会
熊本県立玉名高等学校
熊本県立玉名工業高等学校
熊本県立北稜高等学校
私立専修大学熊本玉名高等学校
私立玉名女子高等学校
玉名商工会議所
玉名市商工会
玉名青年会議所
地元金融機関

別表第2（第5条関係）

玉名市 企画経営部 部長
玉名市教育委員会事務局教育部 部長
熊本県立玉名高等学校 教頭
熊本県立玉名工業高等学校 教頭
熊本県立北稜高等学校 教頭
熊本県立玉名高等学校 学校運営協議会推薦者
熊本県立玉名工業高等学校 学校運営協議会推薦者
熊本県立北稜高等学校 学校運営協議会推薦者
私立 専修大学熊本玉名高等学校 代表者
私立 玉名女子高等学校 代表者
九州看護福祉大学 代表者
地域事業者

別表第3（第6条関係）

熊本県立玉名高等学校 教頭
熊本県立玉名工業高等学校 教頭
熊本県立北稜高等学校 教頭
私立 専修大学熊本玉名高等学校 教頭
私立 玉名女子高等学校 教頭